

(公 印 省 略)

分医発第2232号
令和6年8月2日

各 郡市等医師会長 殿

大分県医師会長 河 野 幸 治

今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた
医療提供体制の確認について

大分県福祉保健部長より標記について連絡が参りましたので、貴会会員への周知方
よろしくお願ひ申し上げます。

(公印省略)

健政第 875 号

令和6年7月31日

大分県医師会長 殿

大分県福祉保健部長

今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた医療提供体制の確認について(依頼)

平素から、医療・保健・福祉施策の推進に格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、現在、全国的に新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の新規患者数の増加傾向が続いており、本県でも同様に新規患者数が増加しています。

新型コロナの医療提供体制については、本年4月1日に、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行しておりますが、県民が安心して療養できるよう、下記のとおり、会員への周知をお願いいたします。

記

1 外来診療体制について

新型コロナの5類感染症への位置づけ変更に伴い、広く一般的な医療機関において、新型コロナ診療に対応できるよう発熱等の症状を有する患者を受け入れるための体制の準備をお願いしているところです。引き続き、かかりつけ患者等の積極的な診療をお願いいたします。

2 入院治療体制について

(1) 入院受入について

入院体制については、本年4月に、幅広い医療機関において入院患者を受け入れる通常の医療提供体制に移行しており、病床を有する全ての医療機関において、必要な感染対策の下、新型コロナ患者の入院を受け入れていただくようになっています。

特に、かかりつけ患者が感染により基礎疾患が増悪した場合等は、まずは、自院で診療を継続していただくとともに、入院の受け入れの検討をお願いします。

また、入院調整にあたっては、新型コロナの診断をした医療機関において、治療の継続も含め、入院の要否の判断など必要な評価をしていただきますようお願いいたします。

(2) 転院の促進について

高齢者の入院患者などに対しては、転院を促進し、症状に応じた適切な療養環境を確保することが重要です。このため、**新型コロナの罹患のみをもって入院を拒むことのないようにお願いします。**

なお、厚生労働省が定めたガイドラインでは、退院基準を満たす場合は、退院のための陰性確認検査は原則求められていません。転院受け入れ医療機関におかれましては、新型コロナの症状が軽快している患者に対して、PCR 検査等による陰性の確認を求めないよう御協力をお願いします。

3 医療機関等情報支援システム (G-MIS) の利用について

G-MIS については、令和6年3月末で厚生労働省や県からの入力依頼は終了していますが、受入可能病床数、入院患者数等を入力、閲覧する機能などは残っていますので、各医療圏や医療機関間で運用ルール等を調整のうえ、利用することは可能です。

4 高齢者施設等における対応について

感染拡大時においては、地域の医療ひっ迫状態等に応じ、施設内で療養される方が増えることが予想されます。

連携施設等で新型コロナ患者が発生した場合においては、往診や入院の可否を判断するのに必要な評価等をしていただきますようお願いします。

5 その他

新型コロナ診療にあたっては、「新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き」(厚生労働省)のほか、県作成の外来診療、入院受入等の感染対策リーフレットを参考としてください。

【診療の手引き等掲載 県ホームページ URL】

<https://www.pref.oita.jp/site/covid19-oita/covid19-medical-institution.html>

大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課
担当：池邊、感染症対策班 和氣
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電話 097-506-2660 (池邊) 2863 (和氣)
FAX 097-506-1735
e-mail a12220@pref.oita.lg.jp